議案第16号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年2月14日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和4年板橋区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第7条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に改める。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第53条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

- 第53条の2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知

するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者 との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内 容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第53条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられ た前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案し てこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められる ものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその 他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて 前項に定める所在の確認(障がい児の降車の際に限る。)を行わなけ ればならない。

第63条中「、第46条」を削る。

第77条中「第53条」を「第53条の3」に改める。

第79条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第 1項」に改める。

第97条及び第102条中「第52条」の次に「、第53条の2、第 53条の3第1項」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第2 項第3号、第7条第2項第3号、第46条、第63条及び第79条第 2項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第 53条の2(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、 第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるの は「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「 実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周 知するよう努めなければ」とする。
- 3 改正後の第53条の3第2項(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障がい児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

厚生労働省令の改正に伴い、指定障害児通所支援の事業等の運営に関する基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。